

源泉所得税徴収事務個別相談室

開催のご案内

岩内商工会議所・中小企業相談所では源泉所得税の納付に関する個別相談室を下記の日程にて開催致します。相談を希望される方は、必要書類をご持参の上お越し下さいますようお願い申し上げます。

令和2年7月6日(月)

日時

7月7日(火)

午前10時～午後4時

場所

岩内商工会議所 相談室

相談を希望される方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から必ず「マスク」をご着用の上
来所されますようお願いいたします

必要書類

- ・源泉徴収簿
- ・給与支払明細書
- ・所得税徴収高計算書(納付書)

その他、給与支払いの内容がわかるものをお持ち下さい

納付期限

令和2年7月10日(金)

尚、令和3年1月31日までに納期限が到来する国税については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の月の事業等の収入が前年同期と比較して概ね20%以上減少、国税を一時的に納付することが困難な場合は、納期限内に所轄の税務署に申請をすることで納期限から1年間、納税の猶予(特例猶予)が認められます。特例猶予が認められた場合、その期間内の延滞税は全額免除となりますので、特例猶予を検討される事業所は倶知安税務署(電話0136-22-1192)にご相談下さい。

岩内商工会議所・岩内中小企業相談所

お問合せ

岩内町字万代47-1 電話 (0135) 62-1184